

「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」第4回会議の概要

開催日時・場所

日 時：平成22年6月25日（金）13：30～15：00

場 所：札幌市役所本庁舎地下2階2号会議室

出席者：札幌市アパート業協同組合 本間事務局長

(社)全国賃貸住宅経営協会 北海道支部 高橋事務局長

(社)全日本不動産協会 北海道本部 池谷理事

(社)北海道宅地建物取引業協会 朝野副会長

(社)北海道マンション管理組合連合会 松本常務理事

(株)アパマンショップリーシング 伊庭野リーダー

(株)常口アトム 武藤課長

環境局 環境事業部 石井清掃事業担当部長・小湊業務課長・茶谷調査担当課長・

澤山中央清掃事務所長・山本西清掃事務所長

消防局 予防部 市川予防課長

会議の概要

1 開会（札幌市から）

- ・ 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、第4回札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会を開催いたします。

2 あいさつ（札幌市から）

- ・ 本日は、専門部会を設けて実施した「脱・ごみ箱化プロジェクト」の結果報告などを予定していますが、プロジェクトに参加された管理会社3社の皆様には、プロジェクトへのご協力に対しお礼を申し上げます。
- ・ 札幌市が昨年7月にごみの有料化を開始し、新たなごみの分別ルールを導入してから、間もなく1年となりますが、現在まで、ごみ量は全体として減少する傾向にあり、大きなリバウンドも起きておらず、今年の4月から篠路清掃工場を休止するという効果が表れています。
- ・ この傾向を継続し、さらなるごみの減量やリサイクルを推進していくためには、ごみ排出を含め、ごみにかかわる市民のマナーについて、さらなる向上を目指し、啓発やPR等に取り組んでいかなければならないと考えています。
- ・ ごみ出しルールが守られていない不適正排出については、昨年7月の8.8%から、最新の調査結果では4.1%まで半減しています。今後、さらに適正化を進めるためには、特に、管理人がおられないような小規模な共同住宅などにおけるマナーの改善が重要だと考えています。
- ・ 札幌市では、ごみパト隊による指導などに取り組んでいますが、一朝一夕に改善することは難しく、本協議会会員の皆様をはじめ、共同住宅の管理に携わっておられる方々のお力が必要となります。住宅のオーナーや管理に携わっておられる方々が直面しておられる課題を踏まえて、粘り強く取組を進めることが重要だと考えていますので、皆様から忌憚のないご意見を頂戴できるようお願いいたします。

自己紹介

（札幌市）

- ・ 人事異動などにもない今回はじめてご出席いただいている方もおられますので、ひとこと自

己紹介をいただきたいと思います。

(札幌市アパート業協同組合)

- ・ 札幌市内にアパートを所有している約1,000件のオーナーの皆様を対象としている協同組合です。小型の物件が多く、ごみ排出の問題もいろいろとありますので、組合で発行している新聞を配る際に、札幌市と協働して資料の配布などを行っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(社)全国賃貸住宅経営協会)

- ・ 国土交通省から設立許可を得た、アパート、マンションなどの経営者の協会です。北海道では約1,500人が会員となり約13万室、札幌市内では約6万室の加入があります。どうぞよろしくお願いいたします。

(社)全日本不動産協会)

- ・ 道内では支店等を含めて約800社、札幌市内では五百数十の法人・個人が加入している賃貸仲介、分譲等を行う不動産業者を会員とする団体です。ごみ問題は札幌市内においても大きな問題だと認識していますので、これからもよろしくお願いいたします。

(社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 全道で約3,000社、札幌市内で約1,500社が加入する不動産業の協会です。不動産の「業」と「管理」では違う面があり、不動産業者とひとくくりにはできないのですが、多くは不動産業を行いながら管理も行っていますので、ごみの問題はしっかりやっていかなければいけないと考えています。よろしくお願いいたします。

(社)北海道マンション管理組合連合会)

- ・ 分譲マンションの管理組合に指導、助言などを行っている会で、全道で約380組合、札幌では約310組合が加入しています。ごみ出しマナーは難しい問題だと思いますので、勉強しながらお役に立てればと考えています。よろしくお願いいたします。

(株)アパマンショップリーシング)

- ・ 全国に7拠点を置いて展開しているアパマンショップホールディングスの子会社で、管理、仲介斡旋などを行っています。今回の取組を通じて物件の美化に努めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(株)常口アトム)

- ・ 当社は賃貸仲介と管理をメインに行っています。ごみ問題も大事なのですが、そのほかの部分もしっかりやって行きたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(札幌市)

- ・ 4月に業務課長に着任した小湊と申します。前職は豊平清掃事務所で勤務しており、この会議にも参加していました。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 4月に着任した調査担当課長の茶谷と申します。家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会を主に担当しています。調査研究委員会では、ごみの収集やステーションに関する課題等について、1年間をかけて有識者による調査研究を行うことになっています。その中では共同住宅も関わってきますので、この協議会とも連携を取りながら進めていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。
- ・ 中央清掃事務所の澤山と申します。所管する中央区はマンションが多く、ごみステーション約6,500か所のうち約半数が共同住宅の専用ステーションです。昨年7月から皆様にはお世話になり、町内会からも、皆様の力でごみステーションがきれいになったとの声があがっています。こうした声をさらに多くの町内会からいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 西清掃事務所の山本と申します。西区と手稲区を所管しています。皆様と勉強しながら、環境

美化に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

- ・ 事務局を務めている作業計画係の星見と申します。よろしく願いいたします。

(札幌市)

- ・ 消防局予防課長の市川と申します。ごみステーションの排出マナーが、収集車火災とも密接に関係していますので、参加させていただいています。皆様の意見を伺いながら、私どもの考えもご理解いただきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

会長

(札幌市)

- ・ 協議会の会長については、札幌市が任期2年でお引き受けし、前任の粟崎業務課長が務めておりましたが、4月の人事異動にともない、後任の小湊業務課長が会長を務めさせていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(拍手で了承)

3 議題

(札幌市)

- ・ それでは、議題に入らせていただきます。

(1) 協議会におけるマナー改善の取組状況について

資料1「協議会におけるマナー改善の取組状況」

ア 脱・ごみ箱化プロジェクトの実施結果

(札幌市)

- ・ 前回の協議会で提案し専門部会を設けて実施した「脱・ごみ箱化プロジェクト」の実施結果と、協議会の趣旨に賛同してくださる賛助会員の参加状況について、説明いたします。
- ・ はじめに、「脱・ごみ箱化プロジェクト」の実施結果についてです。すでに皆様には、第2回専門部会の会議資料としてプロジェクトの実施結果の詳しい資料を郵送していますので、本日の資料には概要を記載しています。
- ・ プロジェクトは、共同住宅29件を対象として、おおむね平成21年12月から平成22年3月までの期間に実施しました。取組の内容は、マナー違反のごみ袋についての開封調査、マナー違反のごみ袋への違反原因を記載したメモの張り付け、のぼりや啓発物の掲出、ごみパト隊によるパトロール、居住者の方への啓発チラシのポスティングなどです。
- ・ プロジェクトにおいて調査した違反ごみ袋約4,400袋の違反原因を調べたところ、有料袋を使用していないものが11%、収集日違いが53%、分別していないものが35%、その他が1%という結果でした。また、不適正排出の原因は、対象物件それぞれで偏りが見られました。
- ・ プロジェクトを通じて、一定の効果があつた取組としては、「チラシの投函・掲示、早朝・夜間のパトロール、のぼりの設置等を一定期間に集中して実施する」あるいは「同じ方法を繰り返し行うのではなく異なる方法で排出ルールを周知する」ことにより効果があつた事例がありました。
- ・ 共同住宅居住者の排出マナー改善に向けた具体的対策について、「収集日を守らない場合の対策例」としては、チラシ等のポスティング、共同住宅の建物または敷地内へのごみ保管庫の設置などがあります。チラシについては、月めくりにしたり、拡大したりするなど、収集日を分かりやすく記載する工夫をすることも必要であると考えています。

- ・ 「指定袋を使用しない・分別しない場合の対策例」としては、チラシ等の掲示やポスティングのほか、ごみステーション内に仕切りなど設け、ごみ種や収集日ごとにスペースを区分するなどがあります。ごみステーション内のスペースを区分することにより、居住者の方がごみを捨てる際にルール違反に気がつく、あるいは、管理会社の方がごみステーションを管理しやすくなるなどの効果があると思われます。また、ごみステーションを整理された状態に保つことも、ルール違反のごみを防ぐ効果があると考えています。
- ・ 「札幌市の主な対策」としては、ごみ排出ルールの周知、ごみパト隊等による早朝・夜間パトロール、開封調査、排出指導、ごみ分けガイドなどのパンフレット・チラシの配布、箱型ごみステーション設置費用の助成、メールでごみ収集日を知らせる民間サービス「ごみカレ」のホームページでのPRなどがあります。
- ・ 「共同住宅の管理者、あっせん・仲介者等の皆様における主な対策」としては、居住者にごみ出しルールを周知するために、あっせん・仲介時の啓発や、ポスティングによる啓発などがあります。
- ・ 改善の効果として、プロジェクトでは、実施したチラシ配布やポスター掲示等の中にマナー改善に効果的な工夫例があった一方、管理会社・清掃事務所が協力して排出指導に取り組んだものの、改善と悪化を繰り返す、あるいは改善されないケースも多くありました。今後は、これらのケースを含め、ごみ排出状況に課題がある物件については、プロジェクトでの実践例も参考にしながら、管理会社と清掃事務所が連携して、個別にマナー改善に取り組むことが必要であると考えています。

イ 賛助会員の申し込み状況

(札幌市)

- ・ 協議会の賛助会員については、協議会の規約第9条に基づき、協議会の目的に賛同していただける方に参加を呼びかけ、現在までに、法人33、個人3、合計36の方が参加されています。資料には、賛助会員の方からお聞きした、ごみ排出マナーの改善に向けて実施している事項や、ごみ排出マナー等についてのご意見を記載しています。
- ・ ごみ排出マナーの改善に向けて実施していることについてですが、入居時におけるチラシ等の配布は91.7%で実施され、居住者へのチラシ等のポスティングについては58.3%で実施されています。また、ごみ排出マナーを守っていただけない居住者の方への個別指導については55.6%で実施されています。このほかに実施している事項として、ごみステーションの清掃、排出ルールのチラシの掲示も挙げられています。
- ・ ごみ排出マナー等について寄せられた意見としては、「単身者や若者の中には、戸別に配布されているごみカレンダーを見ない人もいると思われるので、ごみステーションへの掲示も必要だと思う。」、「専用ステーションに入居者以外の方が排出することもあり、マナーが徹底できない。」、「2週間に1度実施しているごみステーションの清掃の直後は、一時的にきれいな状態になる。」、「既存物件で専用ステーションを設置するスペースを取ることができない。」などがありました。
- ・ 法人の賛助会員のリストを資料1に掲載していますので、後ほどご覧ください。また、このたび、高層住宅管理業協会様からご助言をいただき、開発局がまとめているマンション管理会社のリストに掲載されている各社に賛助会員の案内を送付し、多くの申し込みをいただきました、ありがとうございました。
- ・ 入居時におけるチラシの配布については、ほぼすべてで実施されるなどなど、賛助会員の皆様も、マナー改善に向けて様々な実践に取り組んでおられる状況です。札幌市としても、

この協議会の結果を賛助会員の皆様にお知らせするなど、こうした実践への側面的な支援を進めていきたいと考えています。

(2) ごみの排出等の状況について

資料2「ごみの排出等の状況」

(札幌市)

- ・ 昨年7月のごみの有料化及び新たな排出区分のスタートから1年となります。これまでのところ、家庭ごみにおける廃棄ごみ量全体については、減量効果が続いています。有料化後1年間の結果については、今月末までの結果を待って公表することとしていますが、新ごみルールを開始した昨年7月から本年4月までの家庭ごみ排出状況等をまとめていますので、ご説明いたします。
- ・ 表1に、「廃棄ごみ」と「資源物」の区分があります。廃棄ごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「大型ごみ」が対象で、昨年7月から本年4月までのごみ量を見ると、「燃やせるごみ」では前年度比マイナス33%、「燃やせないごみ」では前年度比マイナス67%と大きく減量され、廃棄ごみの合計ではマイナス37%となっています。
- ・ 資源物の、「びん・缶・ペットボトル」では16%増、「容器包装プラスチック」では31%増と、2つのごみ種の総量で9,500トン増となっています。
- ・ 昨年7月から新たに収集を開始した「枝・葉・草」と「雑がみ」は総量41,705トンとなっています。昨年7月までは廃棄ごみに含まれていた枝葉草、雑がみの量を、昨年7月から平成21年4月までの期間の廃棄ごみ量に加えてみると259,508トンとなります。これを、平成20年7月から平成21年4月までの期間の実績343,826トンと比較するとマイナス25%となり、減量されていることが分かります。
- ・ 廃棄ごみの減量は、市民一人ひとりの減量行動と、資源物リサイクルへの協力、並びに主要古紙の集団資源回収や拠点回収への協力などによるものと考えています。ごみのリバウンドを防ぐ観点からも、引き続き適正排出と減量行動への協力をお願いしているところです。
- ・ ごみ種別の不適正排出状況については、市民の理解度も高まり、昨年7月に有料化した当時と比較し、各ごみ種で不適正排出の割合が減少しています。
- ・ また、前回の協議会でもご紹介したデータですが、ごみステーションの利用形態別の不適正排出状況を調べた結果を参考として資料に掲載しています。不適正排出により残置されたごみ袋があったごみステーションの割合は、戸建住宅で25.6%、戸建と共同住宅との共用で45.9%、共同住宅の専用では54.5%となり、共同住宅におけるマナーの改善が重要な課題であることが結果に表れています。
- ・ ごみの分け方、出し方に関する主な広報普及について、特定の方々に焦点を当てた広報普及として、大学を通じた学生への周知、共同住宅の管理・所有者を対象とした説明会等を実施しています。一方、市民一般を対象としたものとして、市民向け出前講座を実施しています。平成21年度に清掃事務所で実施した出前講座は149回で、6,372人の方に参加していただきました。なお、その中の9回は小中学生対象としています。
- ・ また、今年の9月に、ごみカレンダーの配布を予定しています。今年9月から来年9月までのカレンダーを掲載しており、町内会などを通じて順次配布する予定です。もしも、行きわたらないアパート等がある場合は、清掃事務所に予備を備えつけることとしていますので、お問い合わせいただきたいと思います。なお、現在のカレンダーを配布した際には、該当するカレンダーのほか近隣の地域のカレンダーも同封されていたのですが、今回は配布エリアをきめ細かく区分することにより、各家庭に該当するカレンダーのみを配布することがで

きる予定です。

- ・ ごみステーションの設置状況については、平成20年4月に定めた「ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」において、入居世帯数6戸以上を有する共同住宅を新築する場合は、専用ごみステーションを設置するものとし、既存共同住宅は、ごみ排出マナーに問題がある場合に、専用ごみステーションの設置について努力することを規定しています
- ・ 専用ステーションの設置数は、平成21年4月から平成22年3月までの1年間で、11,004件から13,271件へと2,267件増加しました。専用ステーションは月に100件から200件のペースで増加していますが、戸建住宅と共同住宅とが共用しているステーションは毎月ほぼ増減がなく1年間で5件減少しました。
- ・ 札幌市が行っている箱型ごみステーションの敷地内設置助成では、平成21年12月の制度開始から平成22年5月までの6カ月間に、515件の助成を実施しました。
- ・ また、札幌市では、ごみ収集やごみステーションなどに関する課題に対応していくために、財団法人地方自治研究機構と共同して「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、収集方法の改善による方策及びその他の方策について、他都市の事例などを踏まえて調査研究を行うこととし、6月22日に第1回委員会を開催しました。委員会では、今後、ごみ収集やごみステーションに関する市民意識調査等を実施して、ステーション方式、小規模ステーション方式、戸別収集方式といった各種の収集方式について比較調査を行い、来年3月に報告書を取りまとめる予定です。なお、市民意識調査については、基礎資料の収集を目的とするもので、収集方法の賛否を問うものではありません。調査研究委員会の会議録等の資料は、ホームページで公開いたしますので、ぜひご覧ください。
- ・ 次に、ごみの収集車の火災についてです。火災の大半は、「燃やせないごみ」において発生しています。原因としては、スプレー缶、ガスボンベ、ライターなどがガスの入ったまま捨てられていること、あるいは、スプレー缶やガスボンベは、使い切ったあとに穴を開け、燃やせないごみとは別に透明か半透明の袋に入れて捨てることになってはいますが、これが守られていないこと等が考えられます。このことに関連して、消防局の市川予防課長から、火災の発生状況について説明いたします。

(札幌市)

- ・ ごみの排出マナーと火災との関連の一つ目はごみステーションへの放火で、二つ目はごみ収集車の火災です。平成21年1月1日から平成21年5月31日までの期間に市内で発生した火災総数273件のうち、ごみ収集車の火災が47件、今年と同じ期間では火災総数276件のうち、ごみ収集車の火災が41件となっており、ごみ収集車の火災が占める割合が高くなっています。
- ・ 主な出火原因としては、「放火」、「こんろ」、「たばこ」の3つが上位を占めています。放火の原因について、北海道医療大学の教授に伺ったところ、病理的な問題もあるが社会の経済も要因になっていて、自殺者3万人という数字もあるように、心理的にダメージを受けた状況で放火という行為に至ってしまうということがあるようです。
- ・ 昨年1年間では、放火件数152件のうち、ごみステーションへの放火が13件ありましたが、北海道医療大学の教授によると、放火が起きる外的要因としては、天気が良く暑くも寒くもなく外を歩きたくなる日の夜中ということだそうです。前日にごみを出すと、そこに火をつけられることも考えられ、実際、ごみステーションの火災は午前2時、3時に発生するものが大半です。ごみの排出マナーの向上が、火災を減らすうえでも必要ではないかと考えています。
- ・ ごみ収集車の火災について、昨年度は新ごみルール開始に向けてごみの駆け込み排出があ

り、例年80件前後で推移している収集車の火災が141件と突出し、全火災の約2割を占めました。今年は、新しいルールもある程度定着し、ごみ収集車の火災件数が減るかもしれないと考えていましたが、平成22年1月から5月までの発生件数は41件で、昨年と同じ時期の47件と比べて減っていない状況です。

- ・ ごみ収集車の中での火災発生のメカニズムは明確には分析されていませんが、スプレー缶の中の残りガスが、プレスされる際の金属同士の火花で引火して火災となるのではないかと考えられます。スプレー缶等は、ガス抜きをすること、他のごみと一緒にしないで別袋で捨てることで、火災発生が減るのではないかと考えています。
- ・ ただ、女性などの中にはスプレー缶等のガスを抜くことに対する恐怖感や不安感などもあるようなので、消防局としては、使用済みのスプレー缶に穴を空けなくても火災を起こさずに収集できる体制が理想と考えており、そうなれば、ガス抜きの際の怪我の心配もなくなりますので、環境局とも話し合いながら検討したいと考えています。

(3) 脱・ごみ箱化プロジェクトの取組結果の活用について

資料3「脱・ごみ箱化プロジェクトの取組結果の活用」

(札幌市)

- ・ 共同住宅におけるマナーをより一層向上させていくためには、プロジェクトで実施した改善対策の工夫例などについて、より多くの共同住宅で実践していただくことが重要であると考えています。そのために、本協議会としても共同住宅のオーナー、管理者の皆様への働きかけや支援を続けていくことが必要だと考えていますので、このことについて、新たな取組の案をご提案し、皆様にご意見を伺いたいと思います。
- ・ 市民のマナー向上を目指すためには、共同住宅のごみステーションを管理されている方々に対して、「脱・ごみ箱化プロジェクト」の結果をはじめとする協議会の取組について情報提供するとともに、協議会メンバーから実践を働きかけることや、札幌市から実践への支援を行うことが必要となります。
- ・ この実践を広げていくための取組としてご提案するのが、「仮称クリーンごみステーションキャンペーン」です。概要として、協議会の会員、賛助会員を参加対象とし、「脱・ごみ箱化プロジェクト」の結果等に基づくマナー改善対策の実践を行っていただくことを考えています。また、居住者と一体となった実践とすることを目指し、居住者に対してキャンペーンの趣旨等について事前に周知を図るとともに、実践の結果を資料にまとめてPRしたいと考えています。
- ・ プロジェクト参加者の取組目標は、「ごみステーションを一定期間きれいな状態に保つ」こととし、そのために必要な対策として、「脱・ごみ箱化プロジェクト」等において効果があった、ごみステーションの使用法の工夫や、収集日をわかりやすく掲示する工夫などの実践に取り組んでいただきます。また、札幌市による支援として、キャンペーン対象ステーションについて、パトロールの重点実施や、実施期間中の残置ごみ袋の早期回収などを考えています。
- ・ スケジュールは、8月から9月ころに、賛助会員に対する情報提供及びキャンペーンへの参加の呼びかけの機会とするための勉強会兼第5回協議会を開催したいと考えています。勉強会の内容としては、専門家の講演や、「脱・ごみ箱化プロジェクト」の内容についてのご紹介を考えています。なお、専門家の講演については、具体的な人選を行っているわけではありませんが、「公共マナー」等をテーマとしてはどうかと考えています。

- ・ 募集要領などは別途定めますが、9月から10月ごろにキャンペーン参加者を募集して、10か所程度のごみステーションを選びます。
- ・ 10月から11月ごろに1カ月程度の期間でキャンペーンを実施し、12月から1月ごろにキャンペーン結果をとりまとめたチラシの作成、2月から3月ごろに結果の公表、チラシの配布を実施する予定です。
- ・ キャンペーン対象の共同住宅の居住者への事前周知の内容としては、キャンペーンの趣旨のほか、収集日カレンダーを掲示している場所の紹介、あるいは、ごみステーションの使用法の工夫点など、居住者がごみ排出マナーの改善に向けて取り組むうえで参考となる情報を掲載するものとし、参考資料として指定袋を同封することで、キャンペーンへの協力を呼びかけることができると考えています。事前チラシの配布方法としては、ステーションの管理者である参加者に、ポスティングをしていただくものとしていますが、必要に応じて清掃事務所の職員と共同で戸別に訪問して配布することも考えられます。
- ・ また、取り組み結果をとりまとめるために、参加者の方に、取り組み内容についての簡単な説明文章と、約1カ月間のキャンペーン期間の前後の状況がわかる写真を提出していただきたいと考えています。これらの資料を、環境局業務課において取りまとめてチラシを作成し、キャンペーン対象の共同住宅の居住者や区役所などに配布して、マナー向上に向けた啓発に活用するものとしています。

質疑

(社)全日本不動産協会)

- ・ 提案されたキャンペーンの対象となるごみステーションは、全市で何か所程度になるのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 排出マナーが守られていないごみステーションなど、全市で10件程度を対象にしたいと考えています。対象となるごみステーションについては、パトロールの重点実施や、清掃事務所との共同によるポスティングなど、札幌市が支援を行います。

(社)北海道マンション管理組合連合会)

- ・ 資料2のごみの排出状況等の数値は、札幌市全体の数値でしょうか。ごみ量の数値は下がっていますが、不法投棄が増えているということはないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 資料2では、札幌市全体の家庭ごみに関する数値を示しています。また、不法投棄は年々減少する傾向にあり、昨年のごみ有料化前の駆け込み排出で家電製品等は一時増えましたが、トータルでは減っています。

(社)全国賃貸住宅経営協会)

- ・ 協会の賛助会員の応募にはルールなどがあるのでしょうか。応募用紙のデータファイルがあれば、メールで関係する管理会社に協力を呼びかけることができます。また、私たちは、市町村などを巻き込んだクリーンアップ作戦を4月から6月まで実施しています。提案されたキャンペーンを実施することで状況は変わっていくと思いますので、共同住宅の所有者や管理会社、入居者を巻き込んだ形で実施できるように、出来る限り協力したいと考えています。

(社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 当協会も、札幌市内の会員への周知について協力することができます。

(札幌市)

- ・ 賛助会員については、本協会規約の第9条に基づき、随時応募を受け付けています。申込用

紙は、札幌市の清掃ホームページに掲載していますが、配布していただける場合はお届けします。

また、札幌市の清掃ホームページに法人の賛助会員リストを掲載しています。

(札幌市アパート業協同組合)

- ・ 札幌市において、ごみの排出マナーに問題がある地域や共同住宅をチェックしているのであれば、そうしたところを対象として、キャンペーンを実施する方法もあるのではないのでしょうか。

(社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 共同住宅が使用しているごみステーションのマナーが最も問題になっていることは、様々な場面で指摘されています。古くからある木造の共同住宅は、所有者の高齢化や、建物の老朽化があり、管理が難しくなっています。こうした共同住宅を対象として理解を求めることが重要ではないのでしょうか。共同住宅は、大規模なマンションから木造まで様々なので、個別の対策が必要になるのではないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 物件ごとに環境も居住者も千差万別なので、それぞれの物件の所有者や居住者に関心を持ってもらうことが重要になります。ごみのマナーの改善によって物件の価値が上がるということが定着していけば良いと考えています。
- ・ 共同住宅における問題の原因は、所有者や管理会社の管理方法にあるというよりも、居住者の排出マナーにあることが大半です。また、分譲マンション等に比べると、単身者や学生向けのアパートの居住者の方が、ごみに対する関心は低いようです。その対策として、個別にチラシをポスティングしたり、大学にチラシを配布してもらったりしていますが、今回提案したキャンペーンも、居住者への啓発になると考えています。
- ・ 札幌市では、排出指導台帳を作成し、ごみの排出状況や指導内容を記録していますが、キャンペーンの対象の決め方については、今後検討していきます。
- ・ また、ごみ排出マナーが悪い物件への対策だけでなく、ごみの排出マナーが良い物件のPRについても、何らかの方法で行いたいと考えています。

(札幌市アパート業協同組合)

- ・ ごみの排出に問題があるごみステーションについて、町内会への働きかけは行っているのでしょうか。

(社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 排出マナーを改善するためには、今後、10世帯程度の規模でごみステーションを設けるようにしたほうが良いのではないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 清掃事務所では、共同住宅と戸建住宅が共同で使用しているごみステーションで排出マナーが問題となった場合、まずは地域で話し合いをしてもらい、それでも解決できない場合は、町内会や共同住宅の所有者等と協議して、共同住宅のごみステーションを専用化するように働きかけています。

(社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ キャンペーンの一環として実施する勉強会について、所要時間はどれくらいでしょうか。他の講演会と合同でやることも検討しているのであれば、私に関係している団体が主催する講演会や、当協会が毎年開催している市民不動産講座と組み合わせて実施することができるかもしれません。

(札幌市)

- ・ 今回の勉強会については、本協議会の会員、賛助会員を対象としていますので、他の行事との組み合わせではなく単独での開催とし、所要時間は1時間程度と考えています。

- ・ このほか、共同住宅の排出マナーを向上するために、各ごみステーションの課題を踏まえた支援を行うことができるよう、市内の管理会社から数社を抽出してアンケート調査を実施することも検討しています。詳細については、次回の協議会でご説明します。

(社)全日本不動産協会)

- ・ 全体的なこととなりますが、賃貸を行っている業者は、2月、3月、4月は入居者の入れ替わり等により業務が多忙となりますので、協議会の会議等についてスケジュールを立てる際は、この時期を避けたほうが良いと思われます。
- ・ ごみの排出マナーを向上させる工夫として、若い年代や単身者向けに、数種類大きさのごみ袋が入ったアソートパックがあれば良いのではないのでしょうか。
- ・ 清掃事務所の職員が、ルールを守らない人から理由を聞く機会があると思いますが、そうした機会には、アンケート等では出てこない話を聞くことができると思います。それを参考にして、今後の対策や、より守りやすいルールへの調整などについて考えることもできるのではないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 協議会の開催時期については、春の繁忙期を考慮しながら、平日の日中を中心に、事前に日程を確認して決めていきたいと思えます。
- ・ ごみ排出マナーの向上については、行政だけではなく、地域や協議会のご意見も伺いながら、市民の皆様にルールを守っていただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

(社)北海道マンション管理組合連合会)

- ・ 指定袋を使用しない不適正なごみは、どのように処理されるのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 不適正排出のごみは×シールを貼って残置しますが、ごみパト隊が概ね1週間程度の期間で回収し、清掃事務所内で開封調査を行って排出者が特定できた場合は、個別に指導します。

4 連絡事項

(札幌市)

- ・ 次回の第5回協議会は、8月から9月頃に、先ほどご提案した勉強会と合わせて開催する予定です。日時などの詳細については、時期が近づきましたら改めて調整し、お知らせいたします。それでは、以上で第4回協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。